



**NEW**「パタハラ加害」経営者・同僚に賠償命令 東京地裁 育休取得者に「あなたは無責任！」あなたの職場でありますか？



病院で働く男性労働者らが、育児休業取得に関する同僚の言動が不法行為に当たるなどと訴えた裁判で、東京地裁は病院長と同僚に慰謝料など22万円の連帯支払いを命じた。同僚が男性に送った「無責任！」「自分と家族のこじか考えているとしか思えない」などのメッセージは、人格的利益を侵害する不法行為と評価したものです。内容も病院の業務に密接に関連し、純粋に私的やりとりとは言えないとしました。勤務終了後の連絡ということも考慮しても病院経営者・院長の使用責任は免れないともしています。

男性労働者に対して同僚は、「自分の患者を後輩に引き継がせて育休ですか。無責任すぎて言葉も出ません」とか「今回の件でいかに前が無責任か再確認できた」などのメッセージを送っていました。被告側は「働き方の違いに関する意見を送っただけ」と主張していましたが、労働者の権利である育休について「無責任」と非難を加えていることが意見や疑問を述べたものではないと判決では退けられました。

【労働新聞 6/15】



**NEW**労働時間法制「夏以降に結論持ち越しへ」労政審で議論継続 2026.06.08 労働新聞

政府は、日本成長戦略会議労働市場分科会の第4回会合を開き、労働市場改革の方向性に関するとりまとめ案を示しました。裁量労働制など労働時間法制の見直しについては、「夏以降の労働政策審議会において議論を行う必要がある」と指摘しています。運用面では、法違反がなくても時間外労働が月45時間を超えた際に労働基準監督署が指導している現状を念頭に、指導の在り方を見直す必要があるともしています。とりまとめ案は大筋で了承され、夏にまとめる日本成長戦略に反映される見通しとなっています。

労働時間法制の政策対応をめぐるのは、「さまざまな論点が存在している」として「いずれも簡単に結論が得られるものではない」とも強調しています。たとえば、裁量労働制が適正に運用された場合には労働者にとっても良い制度」と位置付けた一方で、裁量や適切な処遇が確保されない実態があると指摘しています。変形労働時間制については、悪天候や急な発注など他律的な要因に十分に対応できていない現場の実態のほか、労働者の生活時間や予見可能性の確保に留意しつつ検討すべきとしています。



**NEW**「熱中症対策」の季節③ 「判断は迅速に！」「安全スタッフ」(労働新聞社)より

先週号では、作業前に十分カラダを冷やしておく「プレクーリング」の熱中症対策があり、事前にアイスラリーを摂取しておくことや、塩飴・スポーツドリンク・梅干しに加えて、口から摂取する熱中症対策アイテムも大切とお知らせしました。今回は、今回は、今回は、「判断の遅れが、重大災害」となることから、「あと少し」と考えて作業を続けることの危険性についてお伝えします。

高温多湿・無風・直射日光や照り返しが強い場所では体温調節が追いつかず、短時間で熱中症の症状が進行してしまいます。特に建設現場では「あと少しだけやろう」「キリのよいところまで」といった気持ちが先行し、判断が遅れると、重篤な災害となってしまいます。体調不良で休ませて回復したように見えても、作業後や帰宅時に急変することがあります。本人が大丈夫だと言っても鵜呑みにするのは危険です。体調不良者には、見守り、受診を優先することが必要です。次にあてはまる人は、熱中症になりやすいと言われていています。管理監督者が早めに把握し、作業負荷・休息・配置を調整することが大切です。



**【熱中症になりやすい人】**

- 肥満傾向、高齢者、
- 糖尿病・高血圧など持病のある人、
- 服薬中の人
- 前日の深酒・睡眠不足・朝食抜きの人、
- 暑さに慣れていない人

**再掲載**【サンプル動画】『10月義務化！企業等に求められるカスハラ対策とは』 労働新聞社セミナー

講師：弁護士 中町誠法律事務所 中井 智子 さん 以下が無料公開部分(10分程度)の内容です。

- 1 カスタマーハラスメントの現状
- 2 カスタマーハラスメントの法改正
- 3 カスタマーハラスメントの実務対応～マニュアル制定の留意点
- 4 カスタマーハラスメントに関する裁判例
- 5 カスタマーハラスメント対応に向けて

ぜひご覧ください(ログインしていただくと、全編視聴が可能です)。

[https://www.rodo.co.jp/movie/219367/?utm\\_source=nl&utm\\_medium=email&utm\\_campaign=0679n](https://www.rodo.co.jp/movie/219367/?utm_source=nl&utm_medium=email&utm_campaign=0679n)



**NEW**「上司がしてはいけない職場のタブー」⑥ 報告に顔色を変える上司、悪い報告の時こそ？

先週号で「上司がしてはいけないタブー」⑤として、「挨拶をしたら、ふんぞり返る上司」の話をしました。「ふんぞり返って」の「人を尊重しない人」は、その職位・地位がなくなった瞬間、人から尊重されなくなり、職場のコミュニケーションで「喜怒哀楽」を感情のまま表すと部下も上司の顔色を見て行動する傾向が強くなって部下の創造力・行動力などを委縮させてしまうこともお伝えしました。



今回は、報告内容によって「顔色・表情」が変わる上司の話です。取引先とのトラブルを報告した部下に対して、眉間にしわを寄せながら「たいしたことないよな！関わりたくないんだよ！よろしく頼む！」上司・先輩はいませんか？逆に、「取引がうまくいきそうです。あと一押しです。」との報告に、満面の笑みで「おお、あと一押しか！任せておけよ、早速俺も同席するからアポを頼むな！」の上司・先輩もいませんか？

若手からの信用を無くす典型的なタイプの上司・先輩です。「関わりたくないことは後回し」「保身の姿勢」で仕事をしている問題あるマネジメントが見て取れます。このような対応をしていると「悪い情報」も届かなくなります。「いい報告は1/10、悪い報告は10倍」くらい

を想像して報告を聞くべきと言われていています。そして、上司・先輩は仕事の「重要度、影響度、緊急度」など優先順位の基準を持ち、マネジメントすることが大切となります。決して、好き嫌い、自分の感情で部下・後輩の指導をせずに公正な仕事ぶりが、誰からも後ろ指を指されない信頼される人となります。【つづく】

## **NEW**「2026 連合全国セイフティネットワーク集会」に参加しました

### 「安全衛生を最優先する企業・組織文化はありますか？」 連合からの提言より

6月17日(水)10時から開催され、当センターからは木下真一事務局長理事がWEB参加しました。集会は、第14次労働災害防止計画の実施状況や、第12回連合労働安全衛生に関する調査の速報版を踏まえたこれからの安全衛生対策を中心的なテーマとして、課題や取り組み例の共有を図ることことで労働組合としての労働安全衛生対策を一層推進することを目的に開催されました。



厚生労働省からは、第14次労働災害防止計画について、今後とも労使一致してとりくみが必要だとして、各業種ごとの労災発生の実況報告と目標値を設定してとりくむことの重要性について説明がありました。特に高齢労働者の労災発生に関しては、1時間単位で比較すると男性が増加傾向にあり、エイジフレンドリーガイドラインの理解を深める必要性が強調されました。また、女性の休業4日以上での死傷者数の増加が顕著になっているとの報告もありました。連合からは、第12回目となった安全衛生に関する調査【速報】について、労災発生要因は「防止体制が不十分」との回答が最も多く、パート・非正規の方々からは「雇用時の教育体制が不備」との回答が多かったなどの特徴点が報告されました。また、労働組合としては個人の気づきを促す学習活動が必要との提言とメンタルヘルス対策が急務との警鐘もなされました。

産別からの報告として、JAMコマツユニオンから「治療と仕事の両立について」として有給休暇取得の促進の取り組み、「私傷病短時間勤務制度」などの報告がありました。自治労からは職場での安全衛生委員会の開催とその機能の実効化に向けての取り組み例が報告され、出先機関ほど徹底されていない実態も指摘されました。

## **再掲載**「メンタルヘルスアンケート調査」 結果(速報)を公開しています

3月16日から実施した2025年度の調査研究活動である「メンタルヘルスに関するアンケート調査」にご協力いただいた会員組織の皆さんに感謝申し上げます。約800人の方にアンケート調査に参加していただき、4/1より速報として結果をグラフにしたものを下記のサイトで公開しています。現在は、北海道医療大学金澤先生の協力のもと、簡易判定を行った「ストレスチェック」「ワークエンゲージメント」や他の2項目を総合的に分析する作業を行っています。作業は遅れていますが今後、結果報告書として皆さんのもとに届けることができる予定です。アンケート結果は、<https://e-union.net/kasuhara2025/kokai.html>

## **お知らせ**東京都産業局のハラスメント防止動画があります 企業・団体で活用の検討を！

こちらから [https://www.nohara.metro.tokyo.lg.jp/?yj\\_r=6e&ly\\_c=186cbe67-4ef8-489f-9873e4ab82463660&ly\\_r=110&ly\\_src=da](https://www.nohara.metro.tokyo.lg.jp/?yj_r=6e&ly_c=186cbe67-4ef8-489f-9873e4ab82463660&ly_r=110&ly_src=da)

## **お知らせ**北海道勤労者安全衛生センターの労災防止研修用DVD(無料)ライブラリー

北海道安全衛生センター所有DVD一覧(PDF)

100本を超えるDVDがあります。

申込は [safety@rengo-hokkaido.gr.jp](mailto:safety@rengo-hokkaido.gr.jp)

会員組織でなくても無料でお貸します

企業・団体での研修会講師の依頼・相談も無料ですので当センターに気楽に相談を！

## ■ 中 | 災 | 防 | 技 | 術 | 支 | 援 | 部 | 情 | 報 |

令和6年度の研修・セミナーの開催日程もホームページに掲載しています。詳しくは、各研修等のページをどうぞご確認ください。<https://www.jisha.or.jp/seminar/oshms/index.html>

<安全衛生団体>

■ 中央労働災害防止協会 <http://www.jisha.or.jp/>

■ 厚生労働省ホームページ [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_40277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40277.html) に掲載。

■ 北海道安全衛生サービスセンター <http://www.jisha.or.jp/hokkaido/>

■ 安全衛生情報センター <http://www.jaish.gr.jp/index.html>

■ 労働科学研究所 <http://www.isl.or.jp/>

■ 労働者健康安全機構 <https://www.johas.go.jp/>

■ 労働安全衛生総合研究所 <https://www.jniosh.johas.go.jp/>

■ 北海道産業保健総合支援センター（産保センター） <http://www.hokkaidos.johas.go.jp/>

■ 職場のあんぜんサイト ([mhlw.go.jp](http://mhlw.go.jp))

■ 労働調査会 <https://www.chosakai.co.jp/>

■ 日本産業カウンセラー協会北海道支部

[一般社団法人日本産業カウンセラー協会北海道支部 \(counselor.or.jp\)](http://counselor.or.jp)

【必見】「働く人の悩み相談室」開設中！しております。詳しくは[こちら](#)から お申込み・お問い合わせは下記までご連絡下さい。▼ご予約は電話：011-209-7000(平日9時～17時 ※土日祝日はお休み) メール：[sapporo@counselor.or.jp](mailto:sapporo@counselor.or.jp)(当日をご希望の方はお電話での受付になります。)

○ [個人の方へ | カウンセリングのご相談 | 一般社団法人日本産業カウンセラー協会 北海道支部 \(counselor.or.jp\)](#)

○ [日本産業カウンセラー協会 <http://www.counselor.or.jp/>](http://www.counselor.or.jp/)

## <行政>

■ 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>

■ 厚生労働省 北海道労働局 <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>

■ 北海道 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/>

■ こころの耳（メンタル専用サイト） <http://kokoro.mhlw.go.jp/>

「事例紹介」に検索機能を追加しました。

[こころの耳 Q&A | こころの耳:働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト \(mhlw.go.jp\)](#)

■ パワハラポータルサイト「明るい職場応援団」 <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

■ アスベスト情報 <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/index.html>

■ 独法 労働政策研究・研修機構（JIL） <https://www.jil.go.jp/>

■ いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター（IMC） <http://ijimemental.web.fc2.com/index.html>

<おすすめHP>

- ガン情報 がん対策情報センターについて
- がんと仕事のQ & A
- 過労死防止学会 <http://www.jskr.net/>
- 全国過労死を考える家族の会 <http://karoshi-kazoku.net/>
- 日本アドラー心理学会 <http://adler.cside.ne.jp/index.html>

**NEW** ■ 安全スタッフ <https://www.rodo.co.jp/kytsheet/>

安全スタッフ電子版の人気コンテンツ『KYTシート』安全教育動画の紹介 危険予知訓練に活用を  
 〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろウビル 5F  
 事務局長理事 木下真一 TEL 011-272-8855 [safety@rengo-hokkaido.gr.jp](mailto:safety@rengo-hokkaido.gr.jp)

**北海道ろうきん 会員限定**  
 Since 1951  
**創立75周年記念**  
**特別金利 定期預金 つなぐ**

10年もの	税引後 年1.314%
7年もの	税引後 年1.235%
5年もの	税引後 年1.155%
年1.65%	年1.55%
	年1.45%

※ 10年・7年・5年・1.65%の利率は、優待特別利率を付加した20.315%の税金を差し引いた利率であり、小数点以下第4位未満を切り捨てて表示しております。

**会員限定**  
 「会員」とは、当組合員に加盟したとされている団体（任意性のみの組合員および労働組合に個人加盟した）に限り、組合員のみならず「ろうきんクラブアドバイザー」の加入者に限ってのみ対象となる場合があります。

**ご利用いただける方**

**加入年齢** スーパー定期(単利・複利)、大口定期(単利)

**加入金額** 1万円以上  
 ※ 新たな資金でのお預入れが対象となります。

**加入期間** 5年・7年・10年

**運用金利** 定期預金金利 (活期標準金利) 十年0.75%  
 ※ 10年・7年・5年・1.65%の利率は、優待特別利率として、※ 優待特別利率の適用は、期間満了直前の日付、※ 優待特別利率は適用されません。

**その他**

- 金利優待により、不適切な内容・条件を更迭し、当組合員となる場合がございます。
- この優待制度は、当組合員の限定です。また、優待利率の適用が終了します。
- 10年・7年・5年・1.65%の利率は、優待特別利率として、優待特別利率の適用は、期間満了直前の日付、※ 優待特別利率は適用されません。
- 20%優待利率は、優待特別利率として、優待特別利率の適用は、期間満了直前の日付、※ 優待特別利率は適用されません。

お問い合わせはお気軽に  
 (ろうきん) 店舗へ

ろうきんコンタクトセンター  
 TEL 0120-5-109-26

お住いの理由がある、  
 北海道ろうきん

**無料 登録不要**

**お住まいの地盤診断サービス**

地震の揺れ・液状化・浸水の可能性など、すぐわかる

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない非営利の団体として有償事業を実施し、被災地の復興にもつぎ、被災者の皆様の安心と安全を第一に提供することを目的としています。この機会に質問いただき、お悩みを解消し、安心して被災地を支援するための共済生活の前進とすることで各種共済制度をご利用いただけます。

たすけあいの輪をむすぶ  
**こくみん共済 北海道推進本部**  
 北海道が豊かになる共済共済共済